一　保安林の所在場所　山形県西置賜郡白鷹町大字佐野原字真木澤一二二四の一、一二二四の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山形県庁及び白鷹町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　群馬県渋川市赤城町北赤城山字小原峯一〇〇七、一〇〇八の一から一〇〇八の一六まで、一〇〇八の一八から一〇〇八の三三まで、一〇〇八の三五から一〇〇八の三九まで、一〇〇八の四一から一〇〇八の五五まで、一〇〇八の五七、一〇〇八の五九、一〇一〇の一、一〇一〇の四から一〇一〇の八まで、一〇一〇の一〇、一〇一〇の一三、一〇一〇の一四、一〇一〇の一七、一〇一〇の一八、一〇一〇の二〇から一〇一〇の二三まで、一〇一〇の二五から一〇一〇の二七まで、一〇一〇の三〇から一〇一〇の三九まで、一〇一〇の四二から一〇一〇の四四まで、一〇一〇の四六、一〇一〇の四七、赤城町深山字五郎入五三三の四、五三三の五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県庁及び渋川市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　北海道二海郡八雲町熊石泊川町八六九の一地先・八七一地先（以上二筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）、八六八の一（次の図に示す部分に限る。）、八六九の一
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道庁及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字青近字女鹿山一〇三一一の一、一〇三七の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　広島県安芸高田市八千代町土師字仮谷一二〇四三の一
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字仮谷一二〇四三の一（次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び安芸高田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百五十六号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十五条第六項の規定に基づき、令和七年五月二十七日農林水産省告示第八百三十四号（特定水産資源（まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海）に関する令和七管理年度における漁業法第十五条第一項各号に掲げる数量を公表する件）の一部を次のように変更したので、同条第六項において準用する同条第五項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年二月十日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一～三　（略）	まさば及びごまさば太平洋系群、まさば及びごまさば対馬暖流系群、ずわいがに太平洋北部系群、ずわいがに日本海系群A海域、ずわいがに日本海系群B海域、ずわいがに北海道西部系群、ずわいがにオホーツク海南部、まだら本州太平洋北部系群、まだら本州日本海北部系群、まだら北海道太平洋並びにまだら北海道日本海に関する令和７管理年度（令和７年７月１日から翌年６月末日までの期間をいう。）における漁業法（以下「法」という。）第15条第１項各号に掲げる数量は、次のとおりとする。 第一　まさば及びごまさば太平洋系群 一～三　（略）